

第4回 ハンセン病問題に関する検証会議の 提言に基づく再発防止検討会

－ 議 事 次 第 －

1. 日 時 平成19年3月8日（木） 11：00～13：00
2. 場 所 東京ドームホテル B1階「シンシア」
3. 議 題
 - (1) 開 会
 - (2) 「再発防止のための提言」に対する取組状況について（続き）
 - 第3 政策決定過程における科学性・透明性を確保するためのシステムの構築
 - 第4 公衆衛生等における予算編成上の留意点
 - 第5 被害の救済・回復
 - 第6 正しい医学的知識の普及
 - 第7 人権教育の徹底
 - 第8 資料の保存・開示等
 - (3) その他
 - 3-1 委員推薦者からの説明
 - 3-2 その他報告事項

【配付資料】

- 資料1 「再発防止のための提言」に対する取組状況について
- 資料2 検討会の当面のスケジュールについて（素案）

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に
基づく再発防止検討会」に係る委員名簿

平成 19 年 3 月 8 日現在

氏 名	所 属 等
秋 葉 保 次	(社)日本薬剤師会 相談役
安 藤 高 朗	(社)全日本病院協会 副会長
飯 沼 雅 朗	(社)日本医師会 常任理事
* 内 田 博 文	九州大学法学研究院 教授
太 田 謙 司	(社)日本歯科医師会 常務理事
尾 形 裕 也	九州大学医学研究院 教授
神 山 直 子	東村山市教育委員会教育部指導室 指導主事
くろ やなぎ 畔 柳 達 雄	弁護士
こだま 研 雄 二	違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長
鈴 木 利 廣	明治大学法科大学院 教授
高 橋 茂 樹	弁護士 / 医師
多田羅 浩 三	放送大学 教授
田 中 滋	慶應義塾大学大学院 教授
谷 野 亮 爾	(社)日本精神科病院協会 副会長
中 島 豊 爾	(社)全国自治体病院協議会 副会長
奈 良 昌 治	(社)日本病院会 副会長
花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会 会長
日 野 頌 三	(社)日本医療法人協会 副会長
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会

は座長

* は座長代理

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく「再発防止のための提言」の取組状況について

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p data-bbox="235 528 1144 603">第3 政策決定過程における科学性・透明性を確保するためのシステムの構築</p> <p data-bbox="264 639 663 671">二 提言の具体的内容</p> <p data-bbox="311 675 1077 746">1. 公衆衛生等の政策立案に際しては、以下を遵守すること。</p> <p data-bbox="344 746 1077 818">① 憲法・国際人権法を十分に遵守すること。</p> <p data-bbox="344 818 1077 890">② 基本的事項・原則等は法律事項とすること。</p>	<p data-bbox="1196 738 2047 1034">提言の内容は、公衆衛生等の政策立案における基本原則であると認識。当該分野の中心的な制度である感染症法では、既に基本理念（法第2条）を規定しているが、昨年の法改正においても、感染症の発生予防等のための施策は「国際的動向」を踏まえること、感染症の患者等の「人権を尊重」（改正前は「配慮」）することを追加するなど、充実が図られている。</p> <p data-bbox="1182 1066 2011 1129">（参考）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）</p> <p data-bbox="1196 1161 1361 1193">（基本理念）</p> <p data-bbox="1196 1193 2024 1377">第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染者等が置かれている状況を深く認識し、こ</p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p>2. 国の公衆衛生等の政策決定過程は、同時に公開して透明化を図るとともに、必要な情報を国民に提供すること。</p> <p>3. 国の公衆衛生等の政策決定及びその改廃に当たっては、患者等の参加及び意見を十分に尊重するための措置及び手続等を法的に整備すること。</p>	<p>このため、提言の内容を一般的な方針とするのは難しいが、今回の再発防止検討会のように、その目的・趣旨に基づく「特段の必要性」を踏まえ、独立した事務局を設置することは可能である。</p> <p>「審議会等の整理合理化に関する基本計画」の「審議会等の運営に関する指針」では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事の透明性確保する」とされている。</p> <p>厚生科学審議会における議事など、公衆衛生等の政策決定過程においても、こうした方針に基づき、議事の公開や厚生労働省HPへの議事録等の掲載、マスメディアへの情報提供等に努めている。</p> <p>公衆衛生分野の中心的な制度である感染症法では、感染症予防の推進に係る基本的な方向、まん延防止や医療提供体制の確保のための施策等を定める「基本方針」を策定・改正する場合には、厚生科学審議会の意見を聴くことが法律上義務付けられている（法第9条）。</p> <p>さらに、こうした主要施策の決定等に当たっては、従来からパブリック・コメント手続を経ている。このパブリック・コメント手続については、昨年（平成18年）4</p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
	<p>月から行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく法律上の手続きに格上げされ、政省令・告示や許認可の基準等の制定・改正に際し、原則30日以上期間をとって実施することとなっており、国民からの意見提出の機会が拡充されている。</p> <p>(参考1) 行政手続法（平成5年法律第88号） 第39条（意見公募手続） 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により定める意見提出期間は、<u>同項の公示の日から起算して三十日以上</u>でなければならない。</p> <p>(参考2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 第9条（基本指針） 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。</p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
	<p>1 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを 変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議するとともに、<u>厚生科学審議会の 意見を聴かなければならない。</u></p>

審議会等の整理合理化に関する基本的計画

(平成11年4月27日閣議決定) 関係箇所抜粋

1. 審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

1. 委員構成

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。

2. 議事

(4) 公開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

2. 審議会等の組織に関する指針

6. 庶務

所管府省内の既存の部局において行うことを原則とし、特段の必要性のある場合を除き、独自の事務局を設置しないものとする

意見公募手続とは、行政機関が命令等(政令、省令など)を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。これは平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続です。

なお、これまでは「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年閣議決定)」に基づいて意見提出手続(いわゆるパブリック・コメント手続)が行われてきましたが、行政手続法に意見公募手続の規定が設けられ閣議決定の趣旨が引き継がれたことから、平成18年4月1日にこの閣議決定は廃止されました。

意見公募手続等の概要

【一般原則(第38条)】

- ・ 命令等を定める機関(以下、「命令等制定機関」という。)が命令等を定める場合には、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものになるようにしなければならない。
- ・ また、命令等を定めた後においても必要に応じて当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

【意見公募手続(第39条)】

- ・ 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案等をあらかじめ公示し、意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- ・ 公示する命令等の案は具体的かつ明確な内容であって、当該命令等の題名や命令等を定める根拠を示さなければならない。
- ・ 意見提出期間は、命令等の案の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

【提出意見の考慮(第42条)】

- ・ 命令等制定機関は、意見提出期間内に命令等制定機関に提出された命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない。

【結果の公示等(第43条)】

- ・ 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、
(1)命令等の題名、(2)命令等の案の公示日、(3)提出意見、(4)提出意見を考慮した結果及びその理由、を公示しなければならない。

【公示の方法(第45条)】

- ・ 命令等の案の公示や結果の公示は、電子政府の総合窓口(e-Gov=イーガブ)(<http://www.e-gov.go.jp/>)を用いて行う。

○ 意見公募手続等の事務処理手続(PDF)

○ 平成18年4月1日廃止の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定)」についてはこちらをごらんください。

意見公募手続の流れ(PDF)

意見の提出手順(PDF)

各府省等が
行っている意

見公募手続
についての
お問い合わせ
先(PDF)

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p data-bbox="250 292 1111 331">第4 公衆衛生等における予算編成上の留意点</p> <p data-bbox="250 363 629 403">二 提言の具体的内容</p> <p data-bbox="315 403 1151 842">財務省に対し、次のような新しい予算編成上の原則の樹立を求めらるべきである。すなわち、感染症医療、精神医療等に関連する、予防、検査、スクリーニング、治療、リハビリテーション、入通院等の各場面において、法律上の強制の要素がない限り予算措置を講じないとの、これまでに見られた予算編成上の慣行ないし方針が人間の尊厳および人権の尊重に照らしもはや破綻していることを認識し、公共保健（パブリック・ヘルス）の目的が存在する場合には強制の要素がなくとも予算措置を講ずるよう努力するとの原則である。</p>	<p data-bbox="1234 403 2065 595">法律の規定の有無に拘わらず、政策上の必要性が高い経費については予算措置が講じられており、現状において、「強制的な措置がない限り予算措置を講じない」との慣行ないし方針がとられているとは承知していない。</p>

再発防止のための提言

現在の取組状況

第5 被害の救済・回復

二 残された課題

1. 社会復帰

抱え、後題での化して、それでは解決する。現状は正しいといえる。また、不十分だといえる。『被害実態調査報告書』の中、自治体等による取り組みを強く要望している。社会福祉関係の専門家による自己批判に基づいた

抱え、後題での化して、それでは解決する。現状は正しいといえる。また、不十分だといえる。『被害実態調査報告書』の中、自治体等による取り組みを強く要望している。社会福祉関係の専門家による自己批判に基づいた

抱え、後題での化して、それでは解決する。現状は正しいといえる。また、不十分だといえる。『被害実態調査報告書』の中、自治体等による取り組みを強く要望している。社会福祉関係の専門家による自己批判に基づいた

厚生労働省では、「社会復帰支援事業」において、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。また、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。また、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。

厚生労働省では、「社会復帰支援事業」において、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。また、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。

厚生労働省では、「社会復帰支援事業」において、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。また、厚生労働省では「退所者等ハンドブック」を作成して都道府県の相談窓口や医療機関に配布している。

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p>社関係等の専門家による自己批判に基づいた貢献も欠かせない。</p> <p>2. 差別・偏見の根絶</p> <p>故なき差別・偏見に対して入所者らが抗議等に立ち上がると、逆に社会の側がこれに反発し、ときには敵意さえも示すという「差別意識のなない差別・偏見」の構図を一刻も早く解消しなければならぬ。この面において果たすべき国の責任については既に提言第1「患者・被験者の諸権利の法制化」で取り上げた。しかし、社会の側の責任も重大なものがあ。なかでも大きいのは法律家、マスメディア、宗教家等の責任だが、現状は行政の取り組みにも劣ると言ったら誤りであろうか。差別・偏見の特性に即した総合的で科学的な、そして何よりも差別される側の立場に立たなければ、組織的、継続的に実施していかなければ、ハンセン病差別・偏見は決してなくなりはないが、弁護士会、マスコミ、宗教界の取り組みは、まだまだイベントの域を出ていないか。「同情」論を打ち破る取り組みが、</p>	<p>【主な社会復帰・社会生活支援対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立ハンセン病療養所等退所者給与金 (平成14年度から) ・国立ハンセン病療養所等非入所者給与金 (平成16年度から) ・社会復帰支援事業 (復帰に伴い250万円を支給) <p>厚生労働省ではハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けて、①ハンセン病に関するシンポジウムの開催 (平成16年度から)、②中学生向けパンフレット (「わたしたちにできること」) の配布 (平成14年度から)、③国立ハンセン病資料館の再開館 (平成18年度末から) などの取組を行っている。</p> <p>これまで4回実施したシンポジウムでは、終了後に関係者から意見を伺い、次回のパネリストの人選等に反映させるようにしているが、このように、取組を継続する中で絶えず内容等の改善を図っていくことが必要と認識している。</p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p>弁護士会、あるいは日弁連全体として、継続的、組織的に行われているのであろうか。一部の弁護士による献身的な取り組みには頭が下がるが、弁護士会全体となるとアライバイ作りの面が強いのではないか。弁護士会、マスメディア、宗教界等に対し、差別・偏見の根絶に向けた継続的な取り組みとそのための体制作りを、他機関・他団体のそれと連携しつつ推進されることを改めて要望しておきたい。</p> <p>4. 「園の将来構想」問題 自治会及び全療協にとって「園の将来構想」問題が今や最大の課題となっているとの指摘が少なくない。この問題についても、「国及び社会は、このような事態に至ったこと責任が自らの側にあることを十分に認識し、これに基づいた対応を行わなければならないこと」ということを改めて確認しておきたい。 納骨堂に安置されている遺骨についても永久の安置場所が確保されなければならない。</p>	<p>在園保障の問題としての国立ハンセン病療養所の将来については、平成13年12月25日の「ハンセン病問題対策協議会」における確認事項に基づき、最後のお一人まで社会の中で生活するのと遜色のない水準の生活環境及び医療の整備を行う所存である。</p> <p>また、各療養所の将来構想については、それぞれの入所者の意向にも大きく左右されることと考へており、国が一律に検討することは困難であることから、まずは、各療養所において一定の方向性を検討していただくことと考へている。</p> <p>ご遺骨については、ご遺族が改葬した際の改葬費を支給するなどを行っているが、入所者の皆様の意向に十分配慮していきたい。</p>

ハンセン病問題対策協議会の概要

1. 設置根拠

平成13年5月25日「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」

*談話抜粋

「患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い、問題の解決を図るための患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける」

2. 目的

ハンセン病療養所入所者に対する在園保障や社会復帰支援、謝罪名誉回復、これまでのハンセン病対策に関する真相究明について、患者・元患者の代表等と厚生労働省との間において、検討を進め、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決を図る。

3. 運営方法

統一交渉団からの提出された要望書に基づき、厚生労働省側の見解や検討状況を説明し、これに対しての統一交渉団意見の表明などがなされながら、審議する。

第1回から第3回までは、協議会前の事前交渉の場は設けずに審議を進めていたところであるが、第4回目からは、作業部会における論点整理を踏まえたうえで協議会での検討を行うこととしている。

なお、作業部会（非公開）は4つ設置されている。

*作業部会

謝罪・名誉回復部会、社会復帰・社会生活支援部会、在園保障部会、真相究明部会、

4. 審議状況

平成13年	6月29日	第1回協議会
	7月16日	第2回協議会
	7月26日	第3回協議会
	11月16日	第4回協議会
	12月25日	第5回協議会
		「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」締結
平成15年	1月20日	平成14年度協議会
平成16年	3月29日	平成15年度協議会
		「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」締結
	8月25日	平成16年度協議会
		「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」締結
	12月15日	平成16年度協議会（続会）
		「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」締結
平成17年	9月30日	平成17年度協議会
		「平成17年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」締結
平成18年	8月23日	平成18年度協議会

ハンセン病施策に係る平成19年度予算(案)の概要

○謝罪・名誉回復措置 2,019百万円(3,216百万円)

ハンセン病和解訴訟経費

中学生を対象としたパンフレット作成

ハンセン病資料館運営経費

討論会開催・啓発資料作成

再発防止検討調査事業委託費

国立ハンセン病療養所等死没者改葬費 等

○在園保障 39,855百万円(40,340百万円)

国立ハンセン病療養所の運営経費等

・施設整備の拡充

私立ハンセン病療養所の運営経費等

○社会復帰・社会生活支援 3,494百万円(3,494百万円)

国立ハンセン病療養所等退所者等給与金

国立ハンセン病療養所等非入所者給与金

療養所入所者家族に対する生活援護

社会復帰者支援事業

社会交流・外来診療費等

総 額 45,368百万円 (47,050百万円)

※括弧内は平成18年度予算

ハンセン病入所者等の現状

- ハンセン病療養所入所者数 3, 100名 (平成18年5月1日現在)
 - ハンセン病療養所入所者等に対する補償金受給者数
3, 519名 (和解一時金との併給を除く)
 - 和解一時金等の受給者数
 - 判決による賠償金 127名
 - 入所者・退所者 2, 137名
 - 入所経歴のない者 116名
 - 遺族(相続人) 4, 374名
 - 退所者給与金受給者数 1, 411名
 - 平14. 4. 1以前の退所者 1, 273名
 - 平14. 4. 1以降の新規退所者 138名
 - 非入所者給与金受給者数 73名
- (平成18年5月現在)

第4回 ハンセン病問題に関するシンポジウム

日時：平成19年1月12日(金) 13:00開場 13:30開演

会場：仙台市太白区文化センター(楽楽楽ホール) (670名程度)
(仙台市太白区長町5-3-2)

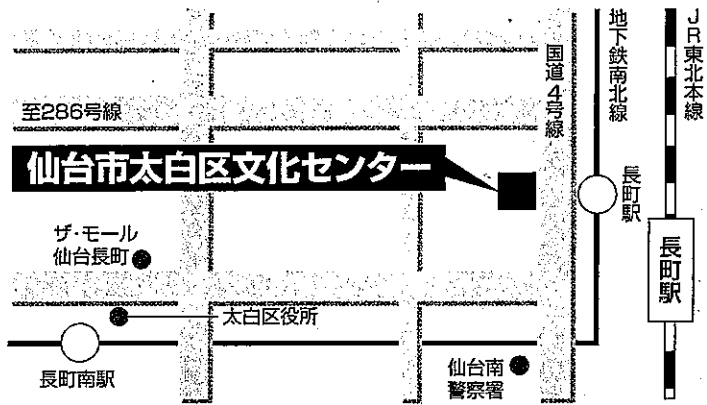
主催：厚生労働省、(社福)ふれあい福祉協会 共催：法務省、宮城県

後援：文部科学省(予定)、仙台市(予定)、朝日新聞社(予定)、読売新聞社(予定)、産経新聞社(予定)、日本経済新聞社(予定)、毎日新聞社(予定)、NHK(予定)、河北新報社(予定)、日本皮膚科学会、日本ハンセン病学会

●プログラム

参加無料

13:00	開場
13:30~13:40	主催者及び開催地挨拶
13:40~14:50	基調講演 ◆「最先端のハンセン病医学」 石井 則久(国立感染症研究所ハンセン病研究センター生体防御部長) ◆「ハンセン病の医学的側面及び医学教育」 小野 友道(熊本保健科学大学副学長) ◆「患者・元患者の視点から」 佐藤 芳雄(退所者)
14:50~15:20	現況報告「行政の取組について」 国(厚生労働省、法務省) 国立療養所(福西征子 松丘保養園長) 地方公共団体(宮城県)
15:20~15:35	休憩
15:35~16:45	パネルディスカッション「ハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けて」 ◆司会 小野 友道……熊本保健科学大学副学長 ◆パネリスト 石井 則久……国立感染症研究所ハンセン病研究センター生体防御部長 (予定) 梅田 珠実……厚生労働省健康局疾病対策課長 佐々木 清司……宮城県保健福祉部健康対策課長 久保 瑛二……国立療養所東北新生園自治会長 佐々木 勝基……宮城県登米市立新田第二小学校長 菅原 文人……仙台北法務局人権擁護部長 高橋 恵子……実践女子大学文学部英文学科3年
16:45	閉会の挨拶



・JR長町駅より徒歩2分 ・地下鉄長町駅より徒歩1分

事前申し込みは致しません。当日ご自由にご来場ください。

なお、会場の座席につきましては、670席を用意しておりますが、満席の場合には席を確保できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

厚生労働省健康局疾病対策課
(担当:溝口、石川)

TEL:03-5253-1111 (内線2369)

第3回 ハンセン病問題に関するシンポジウム

日時：平成18年11月7日(火) 13:00開場 13:30開演
 会場：都久志会館(630名程度) (福岡市中央区天神4-8-10)

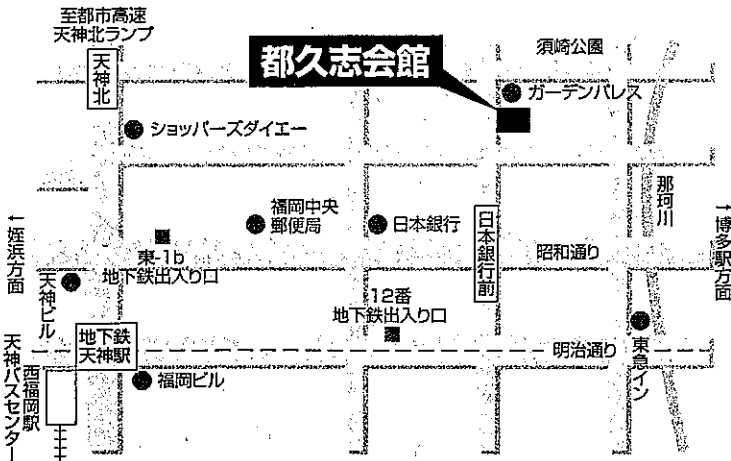
主催：厚生労働省、(社)ふれあい福祉協会 共催：法務省、福岡県
 後援：文部科学省、福岡市、朝日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社
 NHK、西日本新聞社

●プログラム

参加無料

13:00	開場
13:30~13:40	主催者及び開催地挨拶
13:40~14:50	基調講演 ◆「最先端のハンセン病医学」 長尾 榮治 (国立療養所大島青松園長) ◆「ハンセン病の医学的側面及び医学教育」 小野 友道 (熊本大学副学長) ◆「患者・元患者の視点から」 中 修一 (退所者)
14:50~15:05	現況報告 国(厚生労働省、法務省) 地方公共団体(福岡県)
15:05~15:20	休憩
15:20~16:30	パネルディスカッション「ハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けて」 ◆司会 小野 友道 …… 熊本大学副学長 ◆パネリスト 長尾 榮治 …… 国立療養所大島青松園長 (予定) 梅田 珠実 …… 厚生労働省健康局疾病対策課長 宮崎 親 …… 福岡県保健福祉部健康対策課長 志村 康 …… 国立療養所菊池恵楓園自治会副会長 中谷 岸上昭子 …… 社会復帰支援者 藤田 庸久 …… 福岡県特殊教育諸学校長研究会会長 坂本 章 …… 福岡法務局人権擁護部長 中居 千恵 …… 福岡県立大学看護学部看護学科4年
16:30	閉会の挨拶

-16-



**事前申し込みは致しません。
 当日ご自由にご来場ください。**

なお、会場の座席につきましては、630席を用意しておりますが、満席の場合には席を確保できない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

問い合わせ先
 厚生労働省健康局疾病対策課
 (担当:溝口、石川)
 TEL:03-5253-1111 (内線2369)

再発防止のための提言

現在の取組状況

第6 正しい医学的知識の普及

二 提言の具体的内容

1. 感染症患者の人権を保障し感染の拡大を防ぐ唯一の方法は、患者に最良の治療を行うことであって、隔離や排除ではないとの認識を普及させること。
急性感染症については、やむをえず強制隔離が必要な場合もあるが、それに伴う患者の人権の制限は必要最小限とし、患者に対しては最善の医療が保障されなければならない。慢性感染症については、急性感染症のように感染力が強くないこと、また患者の人権に対する重大な侵害を避けるために、原則として患者の隔離を行ってはならない。

① 感染症患者の人権を保障し感染の拡大を防ぐ唯一の方法は、患者に最善の治療を行うことであって、隔離や排除ではないとの認識を普及させること。

② 急性感染症についてやむをえず隔離が必要な場合は、それに伴う患者の人権制限は必要最小限度とし、患者に対して最善の医療が保障されること。

③ また、慢性感染症については、原則として患者の隔離を行ってはならない」について。

① について
感染症法の前文において、感染症の患者等の人権を尊重し、良質かつ適切な医療を提供することを法の基本原則として規定している。また、具体的な内容は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に規定している。

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)

前文 (抄)
～ (略)

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天

再発防止のための提言	現在の取組状況
	<p>性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。</p> <p><u>このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。</u></p> <p>ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。</p> <p>(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための 基本 的な指針 第一の三及び第四の一</p> <p>第一 第三 人権への配慮</p> <p>1. <u>感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。</u></p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
	<p>第四</p> <p>一 感染症に係る医療提供の考え方 1 感染症に予防法を存し、治療法を隔離し、患者を集団医療から事実上隔離し、著しい進歩が現れた場合には、良質な医療を提供し、重症化を防ぐことにより、周囲への感染のまん延を防止することを施策の基本とする必要がある。</p> <p>2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担うべきである。医療の延長線上で、適切な医療の提供が行われるべきため、感染症指定医療機関においては、①感染症患者に対する治療環境に、②患者の養護環境に、③患者が明瞭な説明を受け、治療法を説明し、患者の同意を得る必要がある。この場合、①は、感染症のまん延防止のため、②は、患者の養護環境に、③は、患者の同意を得るためである。</p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
	<p>②について 昨年12月に行った感染症法の改正において、健康診断、就業制限及び入院に関する措置は、感染症の発生及びそのまん延を防止するための必要な最小限度のものでなければならない旨規定したところである。</p> <p>(参考) 改正後の感染症法第22条の2 (最小限度の措置) 第二十二條の二 第十七條から第二十一條までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。</p> <p>③について 慢性の感染症の取扱いについては、結核について感染力の強い段階において入院の勧告・措置を行うこととしているが、それ以外では、人権制約的な措置の対象となる感染症として位置づけていないところである。</p>

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p data-bbox="264 320 667 363">第7 人権教育の徹底</p> <p data-bbox="264 391 649 430">二 提言の具体的内容</p> <p data-bbox="324 464 1153 1380"> 1. より一層の啓発活動に取り組むこと 熊本地方法務局長と熊本県人権擁護委員連合会は、平成15年12月4日、連名で、これまでのハンセン病について啓発活動の不足を反省し、一層の強化を図ると表明した。また、統一交渉団の厚生労働大臣宛の『報告書』(平成16年1月28日)は、国等により一層の啓発活動に取り組むべきだとした。ハンセン病を含めた病気に対する差別・偏見の解消に向けて、これまで以上の啓発活動に取り組む必要があることは改めて詳述するまでもなからう。 ここで注目されるのは、本検証会議からの意見照会に対する「熊本県知事の回答」(平成16年11月11日)である。これによれば、①人権意識の啓発は、広汎に繰り返し継続することが必要であること、②人権問題は他人事や責任転嫁するのではなく自分自身の問題として捉えるという自覚が必要であること、③一度形成された偏見は単に正しい知識を与えるだけでは払拭できない場合があり、人間的交流、共感を持つことが必要であること、④世代間偏見の連鎖を断ち切るためには若い世代に重点的に啓発を行う必要があること、の各点が指摘されている。いずれも一層の啓 </p>	<p data-bbox="1232 502 2072 1380"> 法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、平成11年度からハンセン病を患者等に対する偏見や差別をなくすことを人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を中心に年間を通じて全国各地で、講演会や映画会の開催、テレビ・有線放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っている。 これらの機会をとらえ、周知を図ってきたい。 厚生労働省でも、全中学生を対象にパンフレット(「わたしたちにできること」)を毎年配布しているが、教育現場で人権教育の題材として活用されるよう、関係者の意見も伺いながら、内容や配布方法等についてさらに工夫を行って参りたい。 文部科学省でも、初等中等教育における人権教育の推進を図るため、モデル地域やモデル校の指定を行い先進的な取組の促進とその成果の普及に努めており、こうしたモデル事 </p>

再発防止のための提言

発活動に取り組むに当たっての不可欠の留意点といえるが、なかでも重要だと思われる必要とは、「人間的交流、共感を持つこと」の必要性と、「若い人世代に重点的に啓発を行うこと」の必要性である。その意味では、熊本県の活動は貴重であろう。平成16年度ハンセン病関連事業として、県民を対象とした療養所療養所訪問事業を開始するとともに、小中学校教師に対しハンセン病資料集を配布したからである。「百聞は一見にしかず」で、療養所訪問を通じて各地で交流の輪が広がった実践。初等中等教育等の場における優れた実践も報告されている。このような取り組みの層の強化が望まれる。

2. 人権教育の充実化

高等教育、とりわけ医系学部等における人権教育の充実の必要性についても、ここで触れたい。現状はまだ十分とはいえない。医療機関や福祉施設で働く職員に対する人権教育の重要性も忘れてはならない。医療や福祉の専門職は患者や福祉施設利用者の健康と生存権等を守ることはその職責とするが、理想と現実には深い乖離がみられた。国の誤ったハンセン病政策を巡る、それら専門職の歴史は、人権擁護の担い手より

現在の取組状況

業の中でハンセン病等の人権課題に関する取組の促進を図っているところである。さらに、学校における人権教育の改善・充実に向けた調査研究を行っており、引き続き、人権教育の推進に力を尽くしてまいりたい。

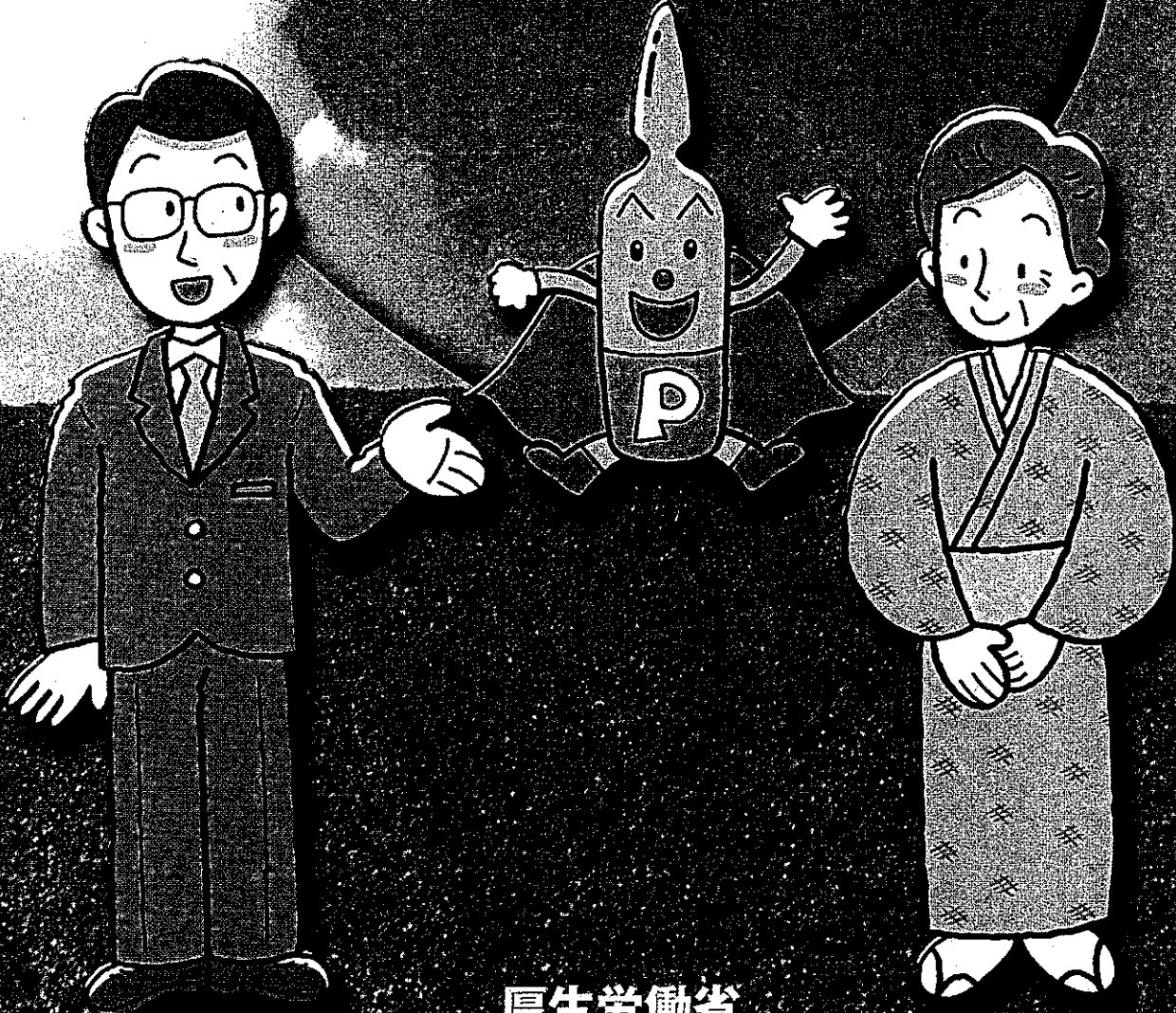
現在、医系学部における人権教育に関して、医学生が卒業までに最低限履修すべき学業内容を定めた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において医の倫理、患者の人権、インフォームド・コンセント等に関する目標を設定しており、各大学ではこれに基づきカリキュラム改革を実施している。

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p>は、人権侵害の担い手という側面の方が強かったことを教えているからである。それでは、何故、人権擁護の担い手が、人権侵害の担い手に転じてしまったのか。この点の検討も含めて、抜本的なカリキュラム改正が早急に図られなければならない。</p>	<p>福祉施設等に置かれていたり職種や福祉に 資格には様々なものがあ、職種や福祉に 取得するに、当該職種の要件として、一定の試験と 格されることや一定の場合があるが、例えば である社会福祉士や介護福祉士の養成も おける教育内容には、「人権」に関するものが 含まれている。</p>



わたしたちに できること

～ハンセン病を知り、偏見や差別をなくそう～



厚生労働省

(別 添)

「医学教育モデル・コア・カリキュラム (抜粋)」

A 基本事項

1 医の原則

(1) 医の倫理と生命倫理

一般目標：

医療と医学研究における倫理の重要性を学ぶ。

到達目標：

- ①医学・医療の歴史的な流れとその意味を概説できる。
- ②生と死に関わる倫理的問題を列挙できる。
- ③医の倫理と生命倫理に関する規範、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言などを概説できる。

(2) 患者の権利

一般目標：

患者の基本的権利を熟知し、これらに関する現状の問題点を学ぶ。

到達目標：

- ①患者の基本的権利の内容を説明できる。
- ②患者の自己決定権の意義を説明できる
- ③患者が自己決定ができない場合の対処法を説明できる。

(4) インフォームド・コンセント

一般目標：

将来、患者本位の医療を実践できるように、適切な説明を行った上で主体的な同意を得るために、対話能力と必要な態度、考え方を身につける。

到達目標：

- ①定義と必要性を説明できる。
- ②患者にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で表現できる。
- ③説明を行うための適切な時期、場所と機会に配慮できる。
- ④説明を受ける患者の心理状態や理解度について配慮できる。
- ⑤患者の質問に適切に答え、拒否的反応にも柔軟に対応できる。

2 コミュニケーションとチーム医療

(1) コミュニケーション

一般目標：

医療の現場におけるコミュニケーションの重要性を理解し、信頼関係の確立に役立つ能力を身につける。

到達目標：

- ① コミュニケーションの方法と技能（言語的と非言語的）を説明し、コミュニケーションが態度あるいは行動に及ぼす影響を概説できる。
- ② コミュニケーションを通じて良好な人間関係を築くことができる。

(2) 患者と医師の関係

一般目標：

患者と医師の良好な関係を築くために、患者の個別的背景を理解し、問題点を把握する能力を身につける。

到達目標：

- ① 患者と家族の精神的・身体的苦痛に十分配慮できる。
- ② 患者に分かりやすい言葉で対話できる。
- ③ 患者の心理的および社会的背景を把握し、抱える問題点を抽出・整理できる。

F 医学・医療と社会

(6) 臨床研究と医療

一般目標：

医療の発展における臨床研究の重要性について学ぶ。

到達目標：

- ③ 研究目的での診療行為に要求される倫理性を説明できる。

薬学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋）

A 全学年を通して：ヒューマニズムについて学ぶ

一般目標：

生命に関わる職業人となることを自覚し、それにふさわしい行動・態度をとることができるようになるために、人との共感的態度を身につけ、信頼関係を醸成し、さらに生涯にわたってそれらを向上させる習慣を身につけ

る。

(1) 生と死

一般目標：

生命の尊さを認識し、人の誕生から死までの間に起こりうる様々な問題を通して医療における倫理の重要性を学ぶ。

【生命の尊厳】

到達目標：

1. 人の誕生、成長、加齢、死の意味を考察し、討議する。(知識・態度)
2. 誕生に関わる倫理的問題(生殖技術、クローン技術、出生前診断など)の概略と問題点を説明できる。
3. 医療に関わる倫理的問題を列挙し、その概略と問題点を説明できる。
4. 死に関わる倫理的問題(安楽死、尊厳死、脳死など)の概略と問題点を説明できる。
5. 自らの体験を通して、生命の尊さと医療の関わりについて討議する。(態度)

(2) 医療の担い手としてのこころ構え

一般目標：

常に社会に目を向け、生涯にわたって医療を通して社会に貢献できるようになるために必要なこころ構えを身につける。

【医療行為に関わるこころ構え】

到達目標：

1. ヘルシンキ宣言の内容を概説できる。
2. 医療の担い手が守るべき倫理規範を説明できる。
3. インフォームド・コンセントの定義と必要性を説明できる。
4. 患者の基本的権利と自己決定権を尊重する。(態度)
5. 医療事故回避の重要性を自らの言葉で表現する。(態度)

(3) 信頼関係の確立を目指して

一般目標：

医療の担い手の一員である薬学専門家として、患者、同僚、地域社会との信頼関係を確立できるようになるために、相手の心理、立場、環境を理解するための基本的知識、技能、態度を修得する。

【患者の気持ちに配慮する】

到達目標：

1. 病気が患者に及ぼす心理的影響について説明できる。
2. 患者の心理状態を把握し、配慮する。(知識・態度)

3. 患者の家族の心理状態を把握し、配慮する。(知識・態度)
4. 患者やその家族の持つ価値観が多様であることを認識し、柔軟に対応できるように努力する。(態度)
5. 不自由体験などの体験学習を通して、患者の気持ちについて討議する。
(知識・態度)

【薬学と社会】

C18 薬学と社会

一般目標：

社会において薬剤師が果たすべき責任、義務等を正しく理解できるようになるために、薬学を取り巻く法律、制度、経済および薬局業務に関する基本的知識を修得し、それらを活用するための基本的技能と態度を身につける。

(1) 薬剤師を取り巻く法律と制度

一般目標：

患者の権利を考慮し、責任をもって医療に参画できるようになるために、薬事法、薬剤師法などの医療および薬事関係法規、制度の精神とその施行に関する基本的知識を修得し、それらを遵守する態度を身につける。

【医療の担い手としての使命】

到達目標：

△1) 薬剤師の医療の担い手としての倫理的責任を自覚する。(態度)

看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標（平成16年3月26日の看護学教育の在り方に関する検討会報告）において、看護実践能力の特性と卒業時の到達度について以下のとおり提言がなされ、各大学ではこれに基づきカリキュラムを実施しているところ。

1. ヒューマンケアの基本に関する実践能力

看護実践は、人間とその人の生活に深くかかわって行われる。特に、健康障害を持つ時期のかかわりでは、人の尊厳と人権の擁護の視点が重要である。また、看護職者の行動は、患者等利用者の意思に基づくことが求められ、ケア実施に際しては、利用者に十分了解されている状態をつくることが原則となる。このように、看護実践は、看護職者が利用者と人間関係を築きながら行われ、実践を通して援助的人間関係へと発展させていく必要がある。

したがって、看護実践の基本的能力として求められるのは、ヒューマンケアの基盤的能力であり、幅広い視野から人間と人間生活を理解し、確実な倫理観をもって行動する態度と姿勢である。これらは、Ⅱ群以降の各項目の実践における基本的態度として問われるものである。

本群の能力は、熟練度を問うものではないのとは言ってもないが、初期から学習することに格別の意義がある。本群についての卒業時到達度は、看護職者として、恒常的に追究していくべき能力の基点であり、基本的態度を身につけ、発展の方向性を認識していることが求められる。

1) 人の尊厳の重視と人権の擁護を基本に据えた援助行動

個別的な価値観・信条や生活背景を持つ人の理解

人の尊厳及び人権の意味を理解し擁護する行動

個人情報を持つ意味の理解、情報の適切な取り扱い

まず、ヒューマンケアの基盤能力に相当する、人の尊厳と人権の擁護にかかわる実践能力を挙げた。健康障害により心身機能や生活機能の面で自立度が低い段階での看護ばかりではなく、看護のすべての場面で求められる能力である。

卒業時到達度としては、健康生活にかかわる人間の尊厳と人権の意味を確実に理解でき、それを擁護する行動がとれることが求められる。そのためには、利用者の持つ価値観・信条等について、幅広い知識に基づいた理解ができるとともに、それを受容し、看護行為に反映して行動できる段階を求める。また、個人情報の持つ意味を人間の尊厳と人権の擁護という観点から理解でき、個人情報の適切な取り扱いができることが求められる。

本能力は、熟練度を問うものではなく、看護の学習の初期から多様な方法で修得され、実習等を経て、看護職者として恒常的に追求していくべき基点として修得される。これは、サービス提供者である看護職者が利用

者である人間にかかわる時の考え方や対応時の態度として問われるものである。また、人権の擁護という視点からは、健康障害にかかわる際に生じがちな差別や偏見について、その背景や意味についての理解、ノーマライゼーション社会の実現に向けた課題意識の形成、等についての確実な学習を背景に、上記の実践能力の到達度を充足させる必要がある。

再発防止のための提言

現在の取組状況

第8 資料の保存・開示等

二 資料の保存

1. 検証会議に提供された資料について
 検証会議の調査により収集された資料は、現時点では、検証会議事務局に保管されている。これらの資料について、検証会議解散後の取り扱いをどうするかということが、残された課題のひとつである。再発防止のため、社会啓発の基礎資料として、活用されること望まれるからである。収集された資料のうち、厚生労働省、法務省、各自治体、熊本刑務所、各ハンセン病療養所および全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）、各ハンセン病療養所入所者自治会などから提供された資料（大部分はコピー）の今後の取り扱い方法であるが、原資料所蔵機関（または個人）の了解を得たうえで、個人情報保護に適切でない処置を行い、公開しても人権侵害の虞がないと判断されたものを然るべき施設に一括して移管し、保管・開示していくことが適当であると考えられる。資料は、散逸を防ぐためにも、可能な限り分散保存ではなく、一つの施設への集中保存が望まれる。

検証会議で収集された資料等も含めたハンセン病に関する資料については、今月末に再開館予定の国立ハンセン病資料館の役割として「収集保存機能」「情報センター機能」が位置付けられており、今後同資料館を活用した資料の保存等を図ってまいりたい。

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p>全療協、各療養所等において資料室を設置し、療養所側と入所者・自治会側の双方の資料を保存することが望まれる。</p> <p>三 資料の開示 資料は広く国民に開示されるべきで、個人情報保護の措置を行った資料については、原則として公開することが望まれる。そのために、資料の所蔵機関、あるいは移管先の機関では、閲覧の便宜を図らなければならない。その際、国立公文書館、都道府県立公文書館、都道府県立図書館などでは、一般的な目録に記載するだけでなく、ハンセン病関係資料としての独自の目録を作成することが望ましい。</p> <p>四 施設等の歴史的保存・公開等 国の誤ったハンセン病強制隔離政策を象徴するような施設等について歴史的保存を図り、公開に努めること等も再発防止という観点から見て重要な課題のひとつといえよう。</p>	<p>厚生労働省において保管されている過去のハンセン病に関する文書については、情報公開法等に基づく所定の手続を経れば、開示されているところ。</p> <p>歴史的建造物については、現在ハンセン病問題対策協議会及び部会において、関係者の意見を伺いながら協議・検討を進めている。</p>

ハンセン病資料館の概要（拡充後）

1. 趣 旨

「ハンセン病の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」（平成13年5月）に基づき、現行のハンセン病資料館を拡充する。

2. 事業内容

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文及び第11条（名誉の回復等）に基づき国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

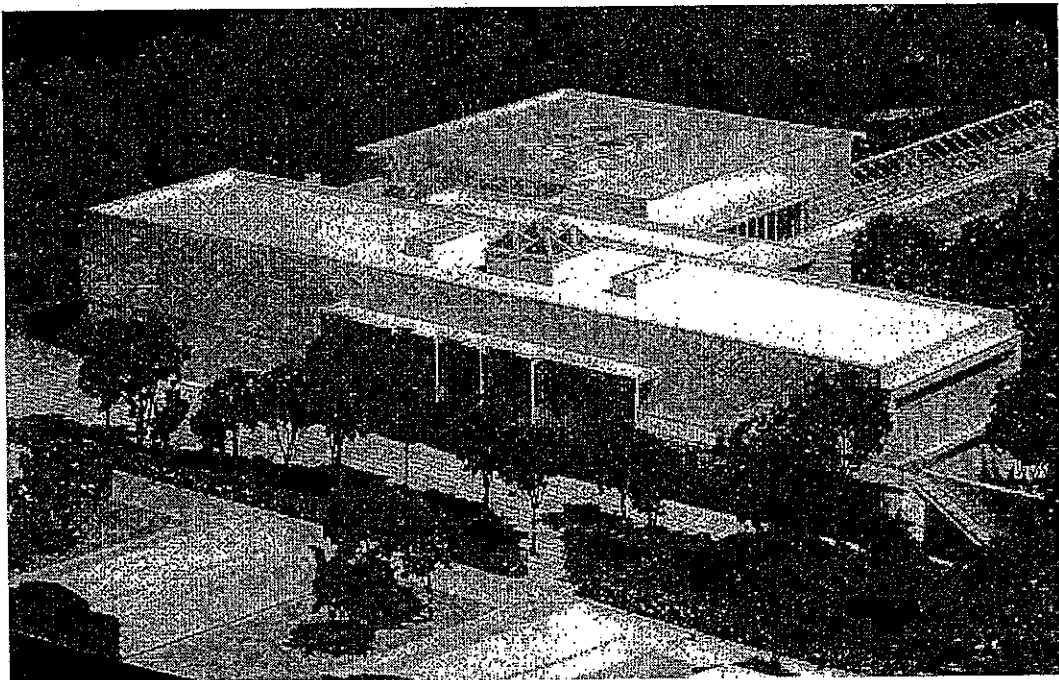
（主な機能）

- 教育啓発機能
- 展示機能
- 収集保存機能
- 調査研究機能
- 情報センター機能
- 管理・サービス機能
- 企画調整機能

3. 施設等の概要

場所	東京都東村山市青葉町4-1-13
建物の概要	地上2階（約4000㎡（延面積））
敷地面積	約6,824㎡
建設主体	国土交通省関東地方整備局
管理・運営主体	（社福）ふれあい福祉協会

4. 開館予定日 平成19年3月31日



【資料館外観図（模型）】

1-2-3. 実現に向けての具体的な方策

資料館の理念の実現に向けて、普及啓発の拠点・情報の拠点・交流の拠点として実施すべき具体的な方策、必要な機能を下記に整理します。

■教育啓発機能

資料管理、調査研究活動の成果を、教育啓発活動を通じて広く一般に提供する。

■展示機能

資料の収集保存、調査研究活動の成果を、展示を通じて公開する。

■収集保存機能

資料の散逸を防ぎ、適切な形で後世に継承するため、ハンセン病に関わる資料を収集、保存する。

■調査研究機能

ハンセン病に関わる事象の調査研究を行い、教育啓発等資料館活動に有効なものとする。

■情報センター機能

ハンセン病に関わる情報の受発信と集積を行い、全国の関連施設との連携を図る。

■管理・サービス機能

円滑な資料館運営を行うとともに、利用者の利便性を図る活動を実施する。

■企画調整機能

各活動を円滑に行うための連絡調整、全国の関連機関との連携促進、資料館の存在・その意義を認知させるための活動を行う。

※ハンセン病資料館の拡充にかかる基本計画書（平成16年3月）より抜粋

情報公開法制の概要

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)
「行政機関情報公開法」 <平成11年5月14日公布、平成13年4月1日施行>
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)
「独立行政法人等情報公開法」<平成13年12月5日公布、平成14年10月1日施行>

1 目的

国民主権の理念にのっとり、行政文書・法人文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関・独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府・独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること。

2 対象機関

(行政機関情報公開法)

法律に基づき内閣に置かれる機関(内閣官房、内閣府等)、内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)、国の行政機関として置かれる機関(省、委員会及び庁)及び会計検査院。

(独立行政法人等情報公開法)

独立行政法人のすべて(104法人)及び別表第1に掲げる法人(114法人)

合計 218法人 ※ 平成18年4月1日現在

3 対象文書(行政文書・法人文書)の範囲

行政機関の職員・独立行政法人等の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関・独立行政法人等が保有しているもの。

4 文書の開示

(1) 開示請求権者

何人も、行政文書・法人文書の開示を請求できる。

(2) 開示される文書の範囲

行政文書・法人文書に次に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示。

(不開示情報の類型)

- 1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く。
- 2) 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等
- 3) 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 4) 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ

- すおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 5) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
 - 6) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 公益上の理由による裁量的開示
不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長又は独立行政法人等が公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる。
- (4) 行政文書・法人文書の存否に関する情報
行政文書・法人文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。
- (5) 開示請求の処理手続
- 1) 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う(30日以内の延長可)。
 - 2) 開示請求された行政文書・法人文書が他の行政機関や独立行政法人等により作成されたものであるなどの場合は、その行政機関の長や独立行政法人等に対して事案を移送することができる。(独立行政法人等から行政機関の長への移送は、公にすると国の安全が害されるおそれがある情報等が記録されている等の場合も可能。)
 - 3) 行政文書・法人文書に第三者に関する情報が記録されているときは、その第三者に意見書の提出の機会を付与できる。また、公益上の理由で開示するとき等は、その機会を与えなければならない。
 - 4) 文書・図画の開示は閲覧又は写しの交付により、電磁的記録の開示は、行政機関の場合は政令で定める方法により、独立行政法人等の場合は自らが定める方法により行う。
 - 5) 開示請求及び開示の実施に係る手数料は、行政機関の場合は実費の範囲内で行う限り利用しやすい額とするよう配慮して政令で定め、独立行政法人等の場合は実費の範囲内で行政機関情報公開法の手数料の額を参酌して自ら定める。
- 5 不服申立て等
- (1) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問
開示決定等について不服申立てがあったときは、行政機関の長又は独立行政法人等は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問(会計検査院長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問)。
 - (2) 情報公開・個人情報保護審査会
諮問庁に対し、1)不服申立てに係る文書の提示(インカメラ審理手続)、2)不服申立てに係る文書に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成・提出等を要求できる。
情報公開・個人情報保護審査会は、その指名する委員に不服申立人等の意見の陳述を聴かせること等ができる。
 - (3) 訴訟の管轄の特例等
情報公開訴訟は、原告の住所地等を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁

判所にも提起することができる。

6 情報提供

政府及び独立行政法人等は、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

特に独立行政法人等は、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等を記録した文書等を作成し、適時に、かつ国民が利用しやすい方法で提供する。

※ 独立行政法人等情報公開法施行令において、情報提供の方法(事務所における閲覧、インターネット等の利用)・範囲等について規定。

7 その他

(1) 文書管理

文書を適正に管理するため、行政機関は行政機関情報公開法施行令で定めるところにより、独立行政法人等は行政機関情報公開法施行令の規定を参酌して、行政文書・法人文書の管理に関する定めを設ける。また、この定めは一般の閲覧に供しなければならない。

※ 行政機関情報公開法施行令において、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について規定。

(2) 総合的な案内所の整備

法律の円滑な運用に資するため総合的な案内所を整備。

(3) 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、行政機関情報公開法の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(4) 著作権法の改正

1) 公表権との調整

・ 情報公開法施行後に著作者が行政機関及び独立行政法人等に提供した未公表著作物について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、同法に基づく開示に同意したものとして扱う。

・ 情報公開法に基づき、公益上の理由により開示する場合には、公表権を害することにはならない。

2) 複製権等との調整

開示に必要な限度で著作物の複製等を行う場合には、複製権等の財産権を害することにはならない。

検討会の当面のスケジュールについて（素案）

【18年度】

- 3月（第4回）： 現状の取組状況の説明（その2）
その他事項
・委員推薦者からの説明

【19年度】

- 4月： 委員宛にこれまでの資料・議事録等ご送付
これまでの取組状況に関する意見等のご依頼
- 6月： これまでの取組状況に関する各委員の意見等のとりまとめ
- 7月（第5回）： 各委員からの意見説明・議論（その1）
- 9月（第6回）： 各委員からの意見説明・議論（その2）

以降、各委員からの意見・検討会での議論の状況により検討

平成19年3月8日
法務省人権擁護局

内田座長代理からの質問事項について

法務省の人権擁護機関においては、これまでも、人権週間（毎年12月4日から10日までの1週間）の強調事項の一つとして、ハンセン病を含む感染症患者等に対する偏見や差別をなくすことを掲げ、同週間を中心に年間を通じて全国各地で、講演会や映画会の開催、テレビ・有線放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施してきました。

また、ハンセン病患者等に対する人権侵害についても、例えば、昭和28年に国立療養所菊池恵楓園に入所するハンセン病患者と親族関係にある児童が一般の学校への通学を拒否された事案（いわゆる黒髪小学校事件）を始めとして、平成9年に国立療養所沖縄愛楽園のゲートボール協会が市のゲートボール協会への加盟を拒否された事案、平成10年に国立療養所大島青松園の入所者が町営の公衆浴場への入場を制限された事案に対し、これらを入権侵害事件として調査し適切に対処してきたところです。

こうした法務省の人権擁護機関のハンセン病問題に対する取組については、「ハンセン病問題に関する検証会議」に報告し、同検証会議から、平成17年3月の最終報告書において、「患者等の権利を公示し、その周知徹底を図ること」などの提言がなされました。

法務省の人権擁護機関においては、この提言の趣旨を踏まえ、今後、国民が更にハンセン病に関して理解を深め、ハンセン病患者等に対する偏見・差別をなくすための啓発活動を一層強化していきたいと考えています。

また、人権尊重についての国民の理解を深めるための啓発活動は、人の内心に働きかける活動であるところ、その成果を測定するのに定量的な指標を用いるのは困難であることから、政策評価は行っていませんが、平成15年2月に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」及び平成15年11月に発生した宿泊拒否事件等を踏まえ、啓発活動を実施しています。

具体的には、マスメディアを活用した啓発活動としてテレビ特別番組を制作したところであり、昨年12月以降、テレビ東京系列6放送局及び全国30放送局で放送した「望郷の窓 一病と差別の真実」では、宿泊拒否事件を題材として制作し、この事件の報道をきっかけにハンセン病療養所及び入所者に対して非難あるいは誹謗中傷する手紙等が多数送りつけられるなどの二次被害を盛り込んだ内容となっています。また、平成17年度から、人格が形成される小・中学生の時期にハンセン病を正しく理解することが効果的であることから、「医学から見たハンセン病」、「歴史から学ぶハンセン病」、「ハンセン病患者・元患者の人権回復」等について、親子で共に考えていく「夏休み親と子のシンポジウム」を開催しています。さらに、シンポジウムにおいては、参加者にアンケート調査を実施し、今後の啓発活動の参考としています。なお、昨年7月に青森県で実施したアンケート調査では、ハンセン病やハンセン病に関する差別を知ることによって役立ったとの回答が多数寄せられました。

ハンセン病政策の経過及び現状

統一交渉団 小林洋二

1 らい予防法によるハンセン病政策

偏見による家族・地域との断絶

社会復帰援助策の不存在による経済的困難

ハンセン病治療の療養所独占による社会内での治療困難

2 予防法廃止～熊本判決までの政策

療養所における療養の継続

社会復帰支援事業

ハンセン病治療に対する保険適用

3 熊本判決後の政策

2001年12月25日付基本合意書

(1) 謝罪・名誉回復

謝罪広告・中学生向パンフ・各地でのシンポ

(2) 在園保障

終生在園保障及び社会内生活と遜色ない生活水準の確保

(3) 社会生活・社会復帰支援

退所者給与金制度・非入所者給与金制度等

(4) 真相究明等

再発防止を目的とする検証会議の設置及びその提言の尊重

4 残された問題

(1) 最終的な差別・偏見の解消

(2) 在園保障を実質化するための将来構想

(3) 療養所及び社会内における充実した医療の提供

(4) 再発防止提言の実現

ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下、合わせて「統一交渉団」という。）とは、平成13年5月25日の内閣総理大臣談話及び同年7月23日の基本合意書に基づき、ハンセン病問題対策協議会を開催し、ハンセン病問題を早期かつ全面的に解決するべく、隔離政策によってハンセン病患者・元患者らが被った様々な被害回復のための恒久対策等を協議・検討してきたところである。そして、いくつかの被害回復の施策について合意に達したところであり、これまでの協議において合意に達した点及び残された課題と今後の協議方法を確認することとする。この確認事項に記載のない事項については、この間の協議会の議事録による。

一 謝罪・名誉回復

厚生労働省は、熊本地裁判決において認められた国の法的責任（以下、「法的責任」という。）を踏まえ、ハンセン病に対する差別偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉を回復するため、以下の各措置の実施に最大限努める。

- 1 平成13年度中及び14年度の早い時期に、全国紙及び地方紙に、厚生労働大臣名の謝罪広告を掲載する。なお、その広告には平成13年5月25日の内閣総理大臣談話及び同年6月7、8日の衆参両院決議を併せて掲載する。
- 2 全国の中学生に対し、ハンセン病問題に対するパンフレットを配布する。その内容については、患者・元患者の意向が反映されるよう今後協議する。
- 3 その他今後とも国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努めるとともに、必要に応じて名誉回復措置を行う。
- 4 死没者の慰霊・名誉回復措置については、患者・元患者の意向を調査しつつ検討を続ける。

二 在園保障

厚生労働省は、「らい予防法の廃止に関する法律」第2条及び基本合意書に謳われている法的責任を踏まえ、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）が在園を希望する場合には、その意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努める。

三 社会復帰・社会生活支援

- 1 厚生労働省は、法的責任を踏まえ、社会内で生活するハンセン病患者・元患者に対し、平穏で安定した平均的水準の社会生活を営むことができるように、平成14年度から、退所者給与金制度を創設することに最大限努める。
- 2 社会復帰支援策が不十分な下で退所し、社会内で多大な労苦を味わったにもかかわらず、準備等支援金を受領していない既退所者に対し、慰労・功労の趣旨の一時金支給について、方法・金額を含めさらに検討し、平成14年度中の実現

に最大限努める。

- 3 厚生労働省は、国立ハンセン病療養所における退所者のハンセン病及びそれに関連する疾病にかかる医療費の自己負担分の免除等の取り扱いについては、早急に実現が図られるよう最大限努める。その余の国立病院における医療費の取り扱いについては、克服すべき課題があることから、今後の協議課題とする。
- 4 厚生労働省は、社会復帰準備支援事業の運用、医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援全般について、地方自治体との連携を図りつつ、今後ともその改善・拡充に努める。

四 真相究明等

- 1 厚生労働省は、ハンセン病政策の歴史と実態について、科学的、歴史的に多方面から検証を行い、再発防止のための提言を行うことを目的として、検証会議を設置し、今後の政策の立案・実行に当たってその提言を尊重する。
- 2 厚生労働省は、ハンセン病政策に関する資料、建物の公開・保存に努め、地方自治体等に対しても必要に応じて協力を求める。
- 3 ハンセン病資料館については、予算・施設・人的体制の充実に最大限努める。

五 今後の協議

上記四課題を含む今後のハンセン病問題の対策を検討するため、厚生労働省と統一交渉団との間で当面一年度に一回ハンセン病問題対策協議会を開催する。また、必要が生じた場合には、課題ごとの作業部会を適宜開催する。

平成13年12月25日

統一交渉団 代表 曾我野一美

ハンセン病問題対策協議会座長 厚生労働副大臣 榊屋敬悟